

阿南市要綱第7号

阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」(平成17年阿南市条例第19号)の理念に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認めあい、全ての人の人権が尊重される明るく住みよい阿南市の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子と生計を同一にし、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係をいう。

(パートナーシップ・ファミリーシップの届出)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者は、パートナーシップ又はファミリーシップの関係にある旨を市長に届け出ることができる。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること(市内への転入を予定している場合を含む。)

- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- (5) パートナーシップの届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (6) ファミリーシップの届出をしようとする者においては、パートナーシップにある者が一方又は双方の未成年の子と生計を同一にしていること。ただし、未成年の子が15歳以上である場合は、未成年の子は届出に自署しなければならない。

（提出書類）

第4条 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（届出日前3か月以内に発効されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）（市内への転入を予定している者には、その事実を確認することができる書類）
- (2) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、資格証明書等であって、届出をしようとする者の顔写真が貼付されているもの
- (3) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類（届出日前3か月以内に発効されたものに限る。）
- (4) ファミリーシップの届出者は、届出者の一方の未成年の子と確認できる証明書及び届出者の一方又は双方と生計を同一にしている事実が確認できる書類

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、届出者の双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合はこの限りでない。

(受理証明書等の交付)

第5条 市長は、届出書が提出されたときは、その内容を審査し、要件を満たしている場合は、届出者のそれぞれに対し、届出の事実を証明する届出受理証明書（様式第2号。以下「受理証明書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合には、市長は、受理証明書に代えて転入予定者受付票（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、届出者のいずれかが市内に住所を有することが確認できたときは、市長は、当該届出者から転入予定者受付票を返還させ、受理証明書を交付するものとする。

4 受理証明書（前項の規定により交付された場合を除く。）又は転入予定者受付票は、届出者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、届出者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(受理証明書の再交付)

第6条 受理証明書の再交付は、前条第1項の規定により受理証明書の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

- (1) 受理証明書を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。
- (2) 前条に掲げるもののほか、特別の事情があると市長が認めるとき。

2 前項の規定により、受理証明書の再交付を受けようとする者は、届出受理証明書再交付申請書（様式第4号）及び紛失以外の場合は受理証明書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、受理証明書を再交付するものとする。

（届出内容の変更）

第7条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに、届出事項変更届（様式第5号）に住所の変更以外の場合は受理証明書を添えて、市長に提出することにより届出内容を変更しなければならない。

- (1) ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 届出者のいずれかに氏名の変更があったとき。
- (3) 届出者のいずれかに住所の変更があったとき。
- (4) 届出に記載した子が成年に達したとき。

2 届出事項変更届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は通称名を証明する公的機関からの郵便物等の書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し等

3 市長は、届出事項変更届の提出を受け受理証明書の記載に変更がある場合は、受理証明書を再交付するものとする。

（受理証明書の返還）

第8条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出受理証明書返還届（様式第6号）を市長に提出し、届出受理証明書を市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。

(3) 双方が市外に転出したとき。

(4) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により、受理証明書を返還した者が希望する場合は、市長は、当該返還した者に対して、届出受理事実証明書（様式第7号）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、届出受理証明書返還届の提出があった場合は、遅滞なく、当該届出を受理した旨を届出者双方に通知するものとする。

（通称名の使用）

第9条 この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認できる書類を提示しなければならない。

（子の氏名の削除）

第10条 届出書に基づき、受理証明書に氏名を記載された子（以下「記載された子」という）は、満15歳に達した日以後に、申立書（様式第8号）を市長に提出することにより、当該記載された子の氏名を受理証明書から削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、被交付者に対して、記載された子の氏名を削除した受理証明書を再交付するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 市長は、届出者から提出された個人情報については、阿南市個人情報保護条例（平成27年阿南市条例第18号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（市民及び事業所への周知）

第12条 市長は、市民及び事業所が受理証明書の交付の趣旨を理解し、全ての市民一人一人がその社会活動の中で最大限

に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう制度の周知に努めるとともに、アウトティング（性的指向・性自認・性表現を本人の同意なく第三者に漏らすことをいう。）の禁止等に関する理解の啓発に努めなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。